

令和5年第4回定例市議会議案

(その2)

岸和田市

令和5年第4回定例市議会議案（その2）

議案番号	件名	備考・頁
議案第113号	岸和田市手数料条例の一部改正について	P. 3
議案第114号	令和5年度岸和田市一般会計補正予算（第6号）	P. 7

議案第113号

岸和田市手数料条例の一部改正について

岸和田市手数料条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年12月7日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市手数料条例の一部を改正する条例

岸和田市手数料条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第15号中「戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書」に改め、同条第95号を同条第96号とし、同条第45号から第94号までを1号ずつ繰り下げ、同条第44号中「第26号及び第34号」を「第27号及び第35号」に改め、同号を同条第45号とし、同条第43号中「第30号及び第37号」を「第31号及び第38号」に改め、同号を同条第44号とし、同条第42号中「第28号及び第36号」を「第29号及び第37号」に改め、同号を同条第43号とし、同条第41号中「第27号及び第35号」を「第28号及び第36号」に改め、同号を同条第42号とし、同条第40号中「第25号及び第33号」を「第26号及び第34号」に改め、同号を同条第41号とし、同条第39号を同条第40号とし、同条第22号から第38号までを1号ずつ繰り下げ、同条第21号中「戸籍の届書又は受理した書類の閲覧」を「戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」に改め、同号を同条第22号とし、同条第20号を削り、同条第19号中「戸籍の届出又は申請の受理証明」を「戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」に改め、「350円」の次に「（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1件につき1,400円）」を加え、同号を同条第21号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (20) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除

かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。) 除籍電子証明書提供用識別符号1件 700円

第2条第18号中「除かれた戸籍に記載した事項に関する証明」を「戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付」に改め、同号を同条第19号とし、同条第17号を削り、同条第16号中「除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書」に改め、同号を同条第18号とし、同条第15号の次に次の2号を加える。

(16) 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付 証明事項1件 350円

(17) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この号及び第20号において同じ。))により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。) 戸籍電子証明書提供用識別符号1件 400円

第3条第1項第5号中「第77号」を「第78号」に改め、同項第6号中「前条第23号」を「前条第24号」に改め、同項第7号中「前条第81号」を「前条第82号」に改め、同項第8号中「前条第92号」を「前条第93号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第114号

令和5年度岸和田市一般会計補正予算（第6号）

令和5年度岸和田市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,908,317千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88,453,076千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月7日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		20,871,930	2,084,654	22,956,584
	02 国庫補助金	4,113,755	2,084,654	6,198,409
21 諸収入		1,626,965	△176,337	1,450,628
	04 雑入	1,275,775	△176,337	1,099,438
歳入合計		86,544,759	1,908,317	88,453,076

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
03 民生費		44,727,293	1,908,317	46,635,610
	01 社会福祉費	15,574,775	1,908,317	17,483,092
歳 出 合 計		86,544,759	1,908,317	88,453,076

各會計事項別明細書

一 般 会 計

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	20,871,930	2,084,654	22,956,584
21 諸収入	1,626,965	△176,337	1,450,628
歳入合計	86,544,759	1,908,317	88,453,076

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
03 民生費	44,727,293	1,908,317	46,635,610
10 教育費	7,708,349	0	7,708,349
歳出合計	86,544,759	1,908,317	88,453,076

(単位：千円)

補正額の財源内訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
1,908,317	0	0	0	0
176,337	0	0	△176,337	0
2,084,654	0	0	△176,337	0

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金 (項) 02 国庫補助金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	20,871,930	2,084,654	22,956,584
02 国庫補助金	4,113,755	2,084,654	6,198,409
01 総務費国庫補助金	1,668,316	2,084,654	3,752,970

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 総務管理費補助金	2,084,654	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	2,084,654 (企画課)

(款) 21 諸収入 (項) 04 雑入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
21 諸収入	1,626,965	△176,337	1,450,628
04 雑入	1,275,775	△176,337	1,099,438
03 雑入	1,273,723	△176,337	1,097,386

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
03 雑入	△176,337	学校給食費負担金	△176,337 (学校給食課)

3 歳 出

(款) 03 民生費 (項) 01 社会福祉費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
03 民生費	44,727,293	1,908,317	46,635,610	1,908,317	0	0	0
01 社会福祉費	15,574,775	1,908,317	17,483,092	1,908,317	0	0	0
12 生活困窮者自立支援費	970,564	1,908,317	2,878,881	1,908,317	0	0	0

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
01 報酬	466	126600		01 報酬	466
				会計年度任用職員報酬	466
03 職員手当等	200	物価高騰重点支援給付 金支給事業 (福祉政策課)	1,908,317	03 職員手当等	200
				超過勤務手当	200
08 旅費	9			08 旅費	9
				会計年度任用職員費用弁償	9
10 需用費	50			10 需用費	50
				消耗品費	50
11 役務費	14,752			11 役務費	14,752
				通信運搬費	2,308
12 委託料	37,600			手数料	12,444
				12 委託料	37,600
				事業実施運営委託料	35,000
13 使用料及び賃借料	240			システム管理・開発委託料	2,600
				13 使用料及び賃借料	240
				電算機器・システム使用料	240
18 負担金、補助及び交付金	1,855,000			18 負担金、補助及び交付金	1,855,000
				補助金	1,855,000

(款) 10 教育費 (項) 07 保健体育費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
10 教育費	7,708,349	0	7,708,349	176,337	0	△176,337	0
07 保健体育費	2,236,501	0	2,236,501	176,337	0	△176,337	0
08 学校給食費	1,445,868	0	1,445,868	176,337	0	△176,337	0

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳

1) 補正予算給与費明細書

1) 補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

(一般会計)

区 分	職 員 数				給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
	職 員	任期付職員	再 任 用	会 計 年 度 任 用 職 員	報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	人 1,365	人 1	人 50	人 (1,609)	千円 1,547,264	千円 5,292,260	千円 3,943,922	千円 10,783,446	千円 1,986,024	千円 12,769,470	
補 正 前	1,365	1	50	(1,608)	1,546,798	5,292,260	3,943,722	10,782,780	1,986,024	12,768,804	
比 較	0	0	0	(1)	466	0	200	666	0	666	

() 内はパートタイム会計年度任用職員

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	超 過 勤 務 手 当
		補 正 後
	補 正 前	296,487
	比 較	200

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数			給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
	職 員	任期付職員	再 任 用	報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	人 1,365	人 1	人 50	千円	千円 5,292,260	千円 3,714,705	千円 9,006,965	千円 1,773,666	千円 10,780,631	
補 正 前	1,365	1	50		5,292,260	3,714,505	9,006,765	1,773,666	10,780,431	
比 較	0	0	0		0	200	200	0	200	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	超 過 勤 務 手 当
	補 正 後	千円 296,687
	補 正 前	296,487
	比 較	200

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与			費	共 済 費	合 計	備 考
	会計年度任用職員	報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	人 (1,609)	千円 1,547,264	千円	千円 229,217	千円 1,776,481	千円 212,358	千円 1,988,839	
補 正 前	(1,608)	1,546,798		229,217	1,776,015	212,358	1,988,373	
比 較	(1)	466		0	466	0	466	

() 内はパートタイム会計年度任用職員

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳		説 明		備 考
報 酬	千円 466	1	その他の増減分	千円 466	千円	
職員手当	200	1	その他の増減分	200	超過勤務手当 200	

